

相模原市監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき健康福祉局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年3月7日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 栗 原 大

同 渡 部 俊 明

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

令和4年10月5日から令和5年3月6日まで

3 監査の対象

(1) 対象部局

健康福祉局。ただし、工事監査は、財政局(契約課及び公共建築課)及び都市建設局(技術監理課)を併せて対象とした。

(2) 対象年度

財務監査及び行政監査は令和3年度及び令和4年度、工事監査は令和3年度を対象とした。ただし、必要に応じて対象年度以外に執行した事務についても対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。また、監査調査の過程において必要が生じたため、報酬の支出に関する事務を監査対象に追加した。

監査対象事務	監査実施課
(1) 収納に関する事務及び現金の管理状況	地域包括ケア推進部 緑高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課
(2) 報酬の支出に関する事務	生活福祉部 生活福祉課
(3) 委託料の支出に関する事務	地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課 生活福祉部 国保年金課 保健衛生部

	医療政策課 疾病対策課 感染症対策課 健康増進課
(4) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	保健衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種推進課 衛生研究所
(5) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	地域包括ケア推進部 地域包括ケア推進課 福祉基盤課 高齢・障害者福祉課 津久井高齢・障害者相談課 生活福祉部 生活福祉課 保健衛生部 医療政策課
(6) 扶助費の支出(現金支給)に関する事務	生活福祉部 緑生活支援課 中央生活支援課 南生活支援課

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 収納に関する事務及び現金の管理状況	① 収納が適正に行われないリスク ② 現金の保管及び取扱いが適正に行われないリスク	ア 事務処理で法令等に違反するものはないか。 イ 現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。 ウ 現金の保管及び取扱いは適正か。
(2) 報酬の支出に関する事務	① 算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 支給対象及び支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。 イ 支給額から源泉徴収すべき税

		金等の控除及び納付は適正に行われているか。
(3) 委託料の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ② 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
(4) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ② 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 支出は適正な時期に行われているか。
(5) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	① 算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 算定及び支出は適正に行われているか。 イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
(6) 扶助費の支出(現金支給)に関する事務	① 支出が適正に行われないリスク ② 現金の保管及び取扱いが適正に行われないリスク	ア 支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。 イ 資金前渡、概算払による場合は、その手続と精算が適正に行われているか。 ウ 資金前渡による現金の保管及び取扱いは、適正に行われているか。

3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき執行されているか、次の書面等を確

認した。

ア 収納に関する事務及び現金の管理状況

入金確認票、公金払込領収書、納付書、現金受払簿、金庫開閉簿 等

イ 報酬の支出に関する事務

支出負担行為兼支出命令書、嘱託員経費支給額表 等

ウ 委託料の支出に関する事務

仕様書、見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、業務完了報告書、請求書、支出命令書 等

エ 使用料及び賃借料の支出に関する事務

仕様書、見積書、支出負担行為書、契約書、定期支払伺書、点検結果報告書、請求書、支出命令書 等

オ 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

交付申請書、交付決定通知書、支出負担行為書、実績報告書、額確定通知書、支出命令書、交付請求書、概算払精算書、精算命令書 等

カ 扶助費の支出(現金支給)に関する事務

前渡金受払簿、保護決定調書、保護申請書、ケース記録 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

現金を保管する6課(緑高齢・障害者相談課、津久井高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課、緑生活支援課、中央生活支援課及び南生活支援課)に対し、現金の管理状況等について現地調査を実施した。

(4) ヒアリング

福祉基盤課、生活福祉課、中央生活支援課、南生活支援課及び国保年金課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

4 監査の結果

監査基準及び令和4年度財務監査、行政監査及び工事監査(第3期：健康福祉局)実施計画(以下「実施計画」という。)に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

(1) 指摘事項

ア 生活福祉課の報酬の支出に関する事務及び負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、民生委員児童委員に対する経費の支払において次のような事例が見られた。なお、民生委員は、民生委員法(昭和23年法律第198号)により厚生労働大臣の委嘱を受けて住民の福祉の増進を図るための活動を行うもので、同法の規定により給与の支給のない無報酬のボランティアであって、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童委員にも充てられている。また、民生委員は一定区域ごとに設置された地区民生委員児童委員協議会(以下「地区民児協」という。)に所属し、活動を行っている。

(ア) 実費弁償である活動費を報酬として支払うことについて

本市の民生委員児童委員は、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)別表第1の35の項に規定するその他の特別職職員として、相模原市非常勤特別職職員の報酬等及び勤務条件に関する規則(昭和31年相模原市規則第18号)別表第2に定める民生(児童)嘱託員の職の委嘱を受けており、市は民生(児童)嘱託員に対し報酬を支払っていた。

このことについて確認したところ、民生(児童)嘱託員の職務は民生委員法第14条に規定する民生委員の職務のとおりであり、民生委員児童委員は無報酬であるが、活動の経費を支援する考えから市の非常勤特別職として委嘱し、活動に必要な経費の実費弁償を報酬として支給しているとの見解であった。

地方自治法第203条の2第1項は普通地方公共団体は非常勤の職員に対し報酬を支給しなければならない旨を、同条第3項は非常勤の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる旨をそれぞれ規定し、同条第5項はその額及び支給方法は条例で定めなければならない旨を規定している。

報酬は役務の対価であって、職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭である費用弁償とは区別されるものであるから、現在の民生(児童)嘱託員の活動経費に対する費用弁償を報酬として支払う方法は適切ではなく、条例等に費用弁償としての支給を規定するなど、整理が必要である。また、民生(児童)嘱託員の報酬は実質的に民生委員児童委

員の職務に対して支給されるものであるから、民生委員法との整理も併せて必要である。

民生委員児童委員は無報酬であり、その活動に必要な経費は実費弁償として支給されているという仕組みを整理することは、民生委員児童委員の円滑な活動にもつながることから、今後、地方自治法や民生委員法等の関係諸規定を再確認し、活動経費の支出方法について検討されたい。

(イ) 間接的に交付する補助金の確認方法及び余剰金の取扱いについて

相模原市民生委員児童委員協議会運営補助金について、本補助金の交付要綱第2条は相模原市民生委員児童委員協議会(以下「市民児協」という。)が自主的に行う事業に要する経費のうち、市民児協の運営経費等を交付対象とする旨を規定するところ、市民児協が地区民児協へ交付する地区民児協運営交付金(以下「交付金」という。)を通じて連携・協力して実施する事業及び研修に要する経費を対象として交付決定し、市民児協は本補助金を当該交付金の充当財源としていた。

実績報告書類として提出された市民児協の事業報告書及び収支決算書を見ると、市民児協は、市補助金として873万2,880円を収入し、地区民児協への交付金として民生委員の定数933人に対し1人当たり9,360円(計873万2,880円)を支出したことが確認されたが、各地区民児協が補助金を充当した交付金によって実施した事業及び経費の使途は判明せず、市民児協からの実績報告が適正であるか判断できなかった。

このため、市民児協が各地区民児協から提出を受けた令和3年度の地区民児協の事業報告及び収支決算書の提供を求め、引き続き調査を行ったところ、次のとおりの結果であった。

- a 収入を確認したところ、1地区において交付金収入が計上されていなかった。また、各地区民児協において収入した交付金の額を合計すると847万800円となり、市民児協が地区民児協への支出額として計上した交付金の額(873万2,880円)と一致しなかった。
- b 収支残額を確認したところ、全22地区で余剰金が生じていたが、交付金の額と支出総額(市民児協への会費負担金を除く)を比較すると、うち9地区において交付金の額が支出総額を上回り、交付金に残額が

生じている状況であった。

相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「補助金規則」という。)第2条第2号は補助事業等は補助金等の交付の対象となる事務又は事業、同条第3号は補助事業者等は補助事業等を行う者と定義している。

本補助金についてみると、補助事業等は市民児協が地区民児協へ交付する交付金を通じて実施する事業であり、補助事業者等は市民児協及び地区民児協であるから、補助金規則第15条に規定する実績報告書類の審査に当たっては市民児協に加え地区民児協の事業及び収支決算状況の確認が必要であり、市民児協が地区民児協の事業報告及び収支決算を確認していることをもって、本補助金の実績報告書類の審査とする取扱いは、不適正な事務処理である。

また、市民児協から地区民児協への交付金は、市の補助金を充当財源としていることから、市民児協が地区民児協へ交付金を交付するに当たっては対象経費の基準を示すとともに、余剰が生じた場合の取扱いについて整理が必要である。

民生委員児童委員が情報や課題等の共有化、資質向上等を図る上で、地区民児協の活動は大変重要であり、その活動を支援する市として、各地区の状況を把握し、必要に応じて助言等を行うことは、地区民児協の事業の充実等にもつながることから、今後は、補助金規則の関係諸規定を再確認し、実績報告における確認書類及び確認方法を見直すとともに、間接的に交付する補助金の取扱いについて検討するなど、適正に事務を執行されたい。

イ その他の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。

(ア) 福祉基盤課

令和3年度の相模原市障害福祉施設運営費補助金を抽出調査したところ、実績報告書類について事業者から提出期限内に受領していたが、補助金規則第15条に規定する実績報告書類の審査及び補助金の額の確定に係る決裁処理を行っていなかった。その後の調査の過程において当該事務を行ったことを確認したが、事業者に通知した額確定通知書に記載

された金額に誤りがあった。また、他の10施設に対する補助金の状況を確認したところ、同様に決裁処理を行っていないことが判明した。

当該補助金は概算払により支出し精算処理を行っており、結果として確定した補助金額と精算後の額は同額であったことから補助金の返還は生じなかったが、本来、実績報告書類の審査により補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容等に適合すると認めるときに交付すべき正当な補助金の額が確定するものであるから、実績報告書類の審査及び額の確定を行わなかったことは、不適正な事務処理である。

今後は、補助金規則の関係諸規定を再確認し、本補助事業における適切な実績報告の手続時期の検討や事務処理の確認体制の見直しを図るなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

(イ) 生活福祉課

相模原市救護施設及び更生施設運営費補助金において、相模原市救護施設及び更生施設運営費補助金交付要綱(平成15年4月1日施行。以下「市の交付要綱」という。)第4条及び別表に規定する補助金の算出方法とは異なる方法で補助金額を算定し、交付決定していた。

このことについて、対象施設を所管する神奈川県補助制度である神奈川県生活保護施設運営費補助金交付要綱(平成26年4月1日施行。以下「県の交付要綱」という。)の算定方法により補助金額を算定したとのことであったが、市の交付要綱にその旨の規定はなかった。

本補助金は、被保護者を神奈川県、指定都市(横浜市及び川崎市)が所管する施設に入所を委託している場合に、施設の運営者に対し施設を所管する地方公共団体の補助制度に規定する基準により算定した補助金額を交付するものである。しかしながら、現在の県の交付要綱が施行され補助金額の算出方法が従前の規定から改められた際、市の交付要綱の規定を見直すことなくそのまま県の交付要綱の規定を適用し補助金額を算定していることは、不適正な事務処理である。

今後は、市の交付要綱を改正し、施設を所管する地方公共団体の補助制度の基準により補助金額を算定するよう、適正に事務を執行されたい。

ウ 南生活支援課の扶助費の支出(現金支給)に関する事務を調査したところ、生活保護費の住宅扶助における随時支給において、次のような事例が見ら

れた。

(ア) 被保護者が死亡した場合の債権・債務の取扱いについて

成年被後見人(以下「被後見人」という。)であった被保護者の施設入所に対する敷金及び日割り家賃について住宅扶助の保護申請を受け、随時支給として現金による支給を決定したところ、施設から被保護者死亡の連絡を受け、被保護者が支給決定日の前日に死亡していたことを把握した。当該支給決定は被保護者の施設入所に当たり必要な費用であったことから、そのまま認定を継続することとし、被保護者の成年後見人(以下「後見人」という。)宛てに保護決定通知書(変更)を送付した。支給日当日、後見人は当該生活保護費を受領し、その後、被後見人の入居していた施設の事業者へ敷金及び日割り家賃の支払を行った。

民法(明治29年法律第89号)上、成年後見は被後見人の死亡と同時に終了し、後見人は法定代理権を有しないこととなり、被後見人の権利義務は全て相続人が承継取得することとなる。

これを本件についてみると、被保護者の債権である未支給の生活保護費については、被保護者の死亡により、後見人は代理受領権を喪失し、相続人が当該生活保護費を承継取得することとなるから、法定代理権がなくなった後見人に保護決定通知を送付し、当該生活保護費を代理受領させたことは、不適正な事務処理である。

仮に、後見人が被保護者の死亡後に生活保護費を代理受領することができるとすれば、①相続人の全員の同意、②民法第697条に定める事務管理、又は③民法第654条に定める応急処分義務によることとなり、これらの法律要件が充足しているかどうかを検討した上で後見人の代理受領を認める必要がある。

このことについて、法定代理権がなくなった後見人に生活保護費を代理受領させたのは、相続人への継承が未了であり施設側への支払期限も迫っていたからであるとの見解であるが、被後見人死亡後の入居施設への支払は相続債務の支払の問題であり、相続人は相続財産の状態(債務超過等)を踏まえ、相続債権者に対してどのように弁済するか選択するものである(債務超過の場合、相続人は弁済せずに相続放棄ないし限定承認を選択することもありうる。)。よって、施設側への支払期限が迫っている

からといって、相続財産の状態を考慮せずに、入居施設への支払が優先されるよう後見人に生活保護費を代理受領させたことは、相続人の弁済についての選択権を奪うことになる点においても、不適正な事務処理である。

今後は、被保護者が死亡した場合の生活保護費の取扱いについて再度整理し、適正に事務を執行されたい。

(イ) 事務の進行管理及び確認体制について

前述の被保護者に対する敷金及び日割り家賃として認定した額について、調査の過程において日割り家賃について再計算した額を確定額として、当初認定額との差額を追加支給する決定をしていることを確認したが、その後の調査によって、当該再計算した日割り家賃の額は死亡後の居住していない日数を含め計算していることから誤りであり、さらに被保護者の死亡に伴い敷金の精算が必要であることが判明した。結果として、当初支給した生活保護費の返還が生じることとなったが、当初の支給認定から返還が判明するまでに約3か月もの期間が経過していた。

今後、支払事務の執行に当たっては、その重要性を認識し、事務の進行管理や確認体制の見直しを図るなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

(2) 注意事項

国保年金課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、後期高齢者健康診査委託の契約書約款に、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)第30条第8号に規定する履行遅滞その他債務不履行の場合における違約金について記載されていなかった。

また、後期高齢者健康診査費用の支払に関する業務及びデータ管理に関する業務委託の契約書約款に、契約規則第30条第5号に規定する契約履行の場所及び第8号に規定する履行遅滞その他債務不履行の場合における違約金について記載されていなかった。さらに、当該契約書における個人情報の取扱いに関する特記事項の第3条(作業責任者等の報告)、第4条(作業場所の特定)、第6条(守秘義務)及び第7条(再委託)に関する文書が受注者から提出されていなかった。

今後、契約書の作成に当たっては、契約規則等を確認するとともに、受注

者より必要書類の提出を受け、適正に事務を執行するよう注意する。

- (3) 健康福祉局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

5 意見

(1) 前渡金の管理について

生活保護費の資金前渡による前渡金の管理状況を確認したところ、中央生活支援課及び南生活支援課において、相模原市会計規則(平成4年相模原市規則第10号。以下「会計規則」という。)第61条第2項に規定する前渡金受払簿について、前渡金管理者の預金口座の入出金記録を記載する取扱いとなっていた。

会計規則第61条第2項は、継続的に資金前渡を受ける場合の現金の保管方法として預金口座を設け、この場合において前渡金管理者に前渡金受払簿によって前渡金の状況を明らかにすることを義務付ける規定である。

生活保護費の資金前渡は、生活保護に必要な経費について支給月単位に概括的に交付を受けるもので、その月分の全ての支給が完了し精算を行うまでに数か月を要している状況である。このため、預金口座には複数月分の生活保護費が保管されるとともに、口座から出金した未支給の生活保護費は現金として事務室にて管理されていることから、前渡金受払簿においては、支給月毎の前渡金の交付から精算までの現金・預金の受払の状況を明らかにする必要がある。

今後は、事務担当者が前渡金の状況を把握するために管理する複数の帳簿と現在の前渡金受払簿の記載を整理し、より前渡金の状況が分かりやすく明らかとなるよう前渡金受払簿の記載内容を検討されたい。

(2) 公文書管理について

福祉基盤課の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務において実績報告書類の決裁処理が行われていなかった事例及び国保年金課の委託料の支出に関する事務において個人情報の取扱いに関する書類の提出がなかった事例について、それぞれ指摘事項及び注意事項としたところであるが、その後の公文書事務において、本来当該文書を受領し決裁すべきであった日付に遡り、統合文書管理システム上の処理を行っていることが確認された。また、南生

活支援課の扶助費の支出に関する事務において調査の過程で確認した追加支給の決定については、その決定自体が誤りであったとして後日生活保護システム上から削除する処理を行っていることが確認された。

相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号。以下「公文書管理条例」という。)第5条第1項は実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならないと規定している。

今後は、公文書管理について再確認し、適正な公文書事務の執行に努められたい。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として「委託料の支出に係る検査・検収について」をテーマに定め、監査を行った。

2 監査の目的

地方自治法第234条の2第1項の規定により、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第2項の規定では、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

しかしながら、これまでの監査の結果、契約書等に定める報告書類の不備、仕様書と報告書類の不整合等、検査・検収が適正に行われていないことに起因する不適正な事例が確認されている。

こうしたことから、検査・検収が契約書等に基づき適正に行われているかを主眼に監査を行うことにより、適正な事務の執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として本テーマを選定し、行政

監査を実施した。

3 監査対象事務及び監査実施課

令和元年度から令和3年度までに実施した財務監査及び行政監査(併用)の結果、指摘事項等となった事例を踏まえ、監査対象局の各課が執行した委託料に関する契約のうち、施設等管理運営委託料により執行した事業を対象として抽出により選定した。

監査対象事務	監査実施課
委託料(施設等管理運営委託料)の支出に関する事務	地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課 中央高齢・障害者相談課 保健衛生部 地域保健課

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
検査・検収が適正に行われないリスク	(1) 契約書、仕様書等は適正に作成されているか。 (2) 委託の提出書類、成果物等は契約書等に基づき適正に受領されているか。 (3) 契約書、仕様書等に基づき業務は適正に履行されているか。また、報告書類は的確に作成されているか。 (4) 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

5 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

検査・検収が法令、規則等に基づき行われているか、次の書面等を確認し

た。

見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、協定書、仕様書、支出命令書、実績報告書、月次報告書、年間事業報告書、請求書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

6 監査の結果

監査基準及び実施計画に基づき監査した限りにおいて、健康福祉局における委託料の支出に係る検査・検収については、契約書等に基づき適正に実施されていたことを確認した。

引き続き、関係諸規程に準拠した適正な事務の執行に努めるとともに、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に向けた取組をより一層進められたい。

第4 工事監査

1 監査対象事務及び監査実施課

工事請負費の建設工事費、需用費の施設修繕料及び委託料の建設事業委託料の支出に関する事務を対象とした。

監査対象事務	監査実施課
(1) 工事請負費の建設工事費の支出に関する事務	
ア あじさい会館外壁・屋上防水等改修工事	地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課
イ 新磯ふれあいセンター等空調設備改修工事	財政局 契約課、公共建築課
ウ あじさい会館冷温水発生機等更新工事	都市建設局 技術監理課
エ 相模原南メディカルセンター感染症対策改修機械設備工事	保健衛生部 医療政策課
オ 相模原南メディカルセンター感染症対策改修工事(その2)	財政局 契約課、公共建築課
カ 相模原南メディカルセンター感染症対策改修電気設備工事	都市建設局 技術監理課

(2) 需用費の施設修繕料の支出に関する事務	
ア 後期高齢者医療コールセンター用内線増設作業	生活福祉部 国保年金課
(3) 委託料の建設事業委託料の支出に関する事務	
ア 相模原南メディカルセンター感染症対策改修工事実施設計業務委託	保健衛生部 医療政策課 財政局 契約課、公共建築課

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 工事請負費の建設工事費の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク	ア 契約の方法、手続は適切か。 イ 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。
(2) 需用費の施設修繕料の支出に関する事務	② 監督業務が適切に行われないリスク	ウ 委託した事務事業が適正に履行されたか、成果物その他実績報告書で確認したか。
(3) 委託料の建設事業委託料の支出に関する事務		

3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき執行されているか、次の書面等を確認した。

契約書、設計書、仕様書、見積書、報告書、検査調書、請求書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

公共建築課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

4 監査対象事務の概要

(1) 工事請負費の建設工事費の支出に関する事務

ア あじさい会館外壁・屋上防水等改修工事

契約金額 185,608,500円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和3年5月31日から令和4年2月21日まで

工事内容 防水、外壁、建具、内部及び塗装改修工事並びに植栽工事

イ 新磯ふれあいセンター等空調設備改修工事

契約金額 63,580,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和3年7月9日から令和4年1月31日まで

工事内容 機械設備工事：空気調和、換気及び自動制御設備工事並びに
撤去工事等

電気設備工事：電灯・弱電及び動力設備並びに撤去工事等

建築工事：直接仮設、内部改修等

ウ あじさい会館冷温水発生機等更新工事

契約金額 40,700,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和3年8月17日から令和4年2月7日まで

工事内容 吸収式冷温水発生機1基、冷却水ポンプ2台、冷温水ポンプ
2台更新及び更新に伴う工事一式

エ 相模原南メディカルセンター感染症対策改修機械設備工事

契約金額 47,520,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和3年9月17日から令和4年3月4日まで

工事内容 空気調和、機械換気、排煙設備、自動制御、衛生器具、給水、
排水、給湯、消火及び医療ガス設備工事並びに撤去工事等

オ 相模原南メディカルセンター感染症対策改修工事(その2)

契約金額 38,694,700円
契約方法 条件付一般競争入札
契約期間 令和3年9月21日から令和4年3月4日まで
工事内容 内装、建具、ユニット及びその他改修工事
カ 相模原南メディカルセンター感染症対策改修電気設備工事
契約金額 18,639,500円
契約方法 条件付一般競争入札
契約期間 令和3年9月17日から令和4年3月4日まで
工事内容 幹線、受変電、動力、電灯、コンセント、空調電源、構内交換、拡声、時計、呼出表示及び自動火災報知設備並びに撤去工事

(2) 需用費の施設修繕料の支出に関する事務

ア 後期高齢者医療コールセンター用内線増設作業
契約金額 2,352,724円
契約方法 随意契約
契約期間 令和4年3月28日から同月31日まで
修繕内容 市役所本庁舎電話交換機から国保コールセンター電話交換機までの内線接続に伴う回線増設

(3) 委託料の建設事業委託料の支出に関する事務

ア 相模原南メディカルセンター感染症対策改修工事实施設設計業務委託
契約金額 7,140,100円
契約方法 条件付一般競争入札
契約期間 令和3年3月18日から同年7月20日まで
委託内容 感染症対策改修工事の実施設設計業務一式

5 監査の結果

監査基準及び実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

(1) 注意事項

ア 公文書管理について
医療政策課の工事請負費の建設工事費の支出に関する事務を調査したと

ころ、公共建築課に設計及び施工監理を依頼し、実施した相模原南メディカルセンター感染症対策改修工事(その2)において、設計変更を実施するに当たり、設計変更伺の鑑の決裁欄に「文書管理システムにより決裁」と記載されているが、統合文書管理システムにおいて当該設計変更伺の文書を確認できない事例が見られた。

調査の結果、当該設計変更伺について決裁が行われていた事実は確認できたが、決裁後の確定処理が行われておらず、文書が確定されない中、当該設計変更伺を合議者が決裁を取り消す処理を行ったため回議中に戻ってしまい、その後、担当者は既に決裁は終えているという認識から、当該設計変更伺を不要なものと思い込み削除してしまったとのことであった。

今後、事務の執行に当たっては、公文書管理条例、公文書の作成に関する指針(平成26年4月策定)等を確認するとともに、公文書管理の重要性を認識し、再発防止に取り組み、速やかに確定処理を行うなど、適切に公文書を管理するよう注意する。

イ 検査・検収について

医療政策課の委託料の建設事業委託料の支出に関する事務を調査したところ、公共建築課に業務を依頼し、実施した相模原南メディカルセンター感染症対策改修工事实施設計業務委託において、成果品の建築設計図、建築工事積算数量算出書、建築工事積算数量調書及び建築工事見積書等関係資料の中で、室名札等の金額、数量等の不整合、軽量鋼製建具等で4者から見積書を徴したにもかかわらず見積比較表には3者のみの記載、及び一部建具の寸法が見積書と建築設計図等で不整合があるなどの誤りが散見された。

この委託業務の目的である工事発注は、市の設計担当職員により積算数量調書等を精査し設計図書を完成させ適正に実施されていたことを確認したが、こうした不完全な成果品の受領は不適切な工事の執行にもつながりかねないことから、今後は、改めて自ら整備している公共建築マニュアルなどに則り点検、検算を徹底し、適切な成果品に基づき検査・検収を行うよう注意する。

- (2) 健康福祉局におけるその他の工事等に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。